



豊平交通安全情報

～令和8年度第28号～

令和8年7月31日

豊平警察署

交通第一課

令和8年7月21日から道路交通法の改正により

酒酔い運転の要件に数値基準が新設!



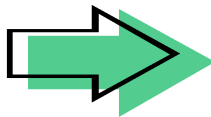
飲酒運転には「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」の2つの罰則があります。

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

アルコールの影響
により正常な運転
ができないおそれ
がある状態
(数値基準なし)

数値基準を
設けて明確化



【改正後】

● 呼気中アルコール濃度
0.5mg / ℓ 以上

または

● 血液中アルコール濃度
1.0mg / ml 以上

● 数値基準未満でも、アル
コールの影響により正常
な運転ができないおそれ
がある状態と認定されれば、「酒酔い運転」となり
ます。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

呼気中アルコール濃度 **0.15mg / ℓ 以上**



飲酒運転はあなた自身だけでなく、大切な人の未来を奪う重大な犯罪です。
一人一人がルールを守り、悲惨な事故をなくしましょう。